

社会福祉法人釧路創生会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路創生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤理事で、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 評議員は、定款第8条に定めるとおり、無報酬とする。
- 3 監事に支給する報酬は、定款第18条に規定する監査実施日に限るものとする。

(報酬等の額)

第4条 報酬等の額は別表1に定める額とする。

(報酬等の始期、終期)

第5条 新たに役員となったものは、その翌月を始期とし、役員が辞職、任期満了等によりその職を離れたときは、その職を離れた月をもって終期とする。

(支給の期日)

第6条 報酬等の支給期日は、日額で定めたときは当日、月額で定めたときは毎月21日（その日が土、日曜もしくは国民の祝日の場合は繰り上げ支給する。）に支給する。

- 2 年額で定めたときは、6月及び12月に支給する。ただし必要がある場合は、第1項第2項の規定にかかわらず、分割又は、一括して支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成12年5月30日から施行する。
2. この規程の施行前に支給している役員の報酬については、この規程によるものとみなす。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年2月26日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年11月30日から施行する。

別表 1

役員名	報酬の額
非常勤理事	支給しない
常勤理事	社会福祉法人釧路創生会給与規程に定めるとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。
監事	日額 10,000円